

# ふるさとだより

2007年6月

社会福祉法人 聖フランシスコ会

## ふるさとの家

〒557-0004 大阪市西成区菟之茶屋3-1-10

Tel 06-6641-8273

Fax 06-6641-8215

[郵便振替 00930-2-50858]

E-mail :

cs-furusato@jasmine.ocn.ne.jp

### ふるさとの家より

Fr ルカ

自然界が春になっても、豊田自動車が世界一の人気車になっても、釜ヶ崎に春はまだ遠いようです。

いつものように長い列に立って、炊き出しで一日の唯一の食事を待つ、仕事と家のない人たちの生活はよくなっていません。住所もないので、選挙権もない人たち。果たして、日本憲法にうたっている日本人の人権はどこに保障されているのでしょうか。そういう状況におかれている人たちのために、いつも皆さんの暖かい支援をもらって感謝しています。おかげさまでふるさとの家の財政は、赤信号の前で足踏みしてから、信号が青くなって久しぶりに前に進むことができました。

1階の談話室の椅子は痛みが激しかったのですが、地元の仕事のない人たちに仕事作りをしている作業所に張替えの依頼をしました。専門家の指導で出来上り、暖かい茶色のカバーで新品のようになりました。

2階につきましては、トイレがきれいになって掃除もしやすくなりました。特に、自動洗浄のためにずいぶん水の節約ができるようになりました。つけ加えると、他の面でも職員たちが節約に努力してきた結果が、会計面にも表れてきました。

一番ありがたいのは、また新しく若い一年間ボランティアを迎えることができました。そのために、スタッフ全体が若返りました。

皆さん、ありがとうございます!!! これからもよろしく願いいたします。

## 談話室より

昨年末より新聞報道やテレビなどで釜ヶ崎解放会館、ふるさとの家、NPO 釜ヶ崎の「住民票問題」を知った方も多いと思います。

この「住民票問題」は大阪市が新聞報道に押される形で「住んでいないところに大量（3300人）に住民登録しているのは違法、住民基本台帳法に則って適正化する」といいはじめ、「違法登録、架空登録」とマスコミが大騒ぎしたため、支援者の皆さんにも不信感を与えたのではないかと心配しています。

解放会館に住民票を置いていた人の住民票が知らないところで他人が売買していたことがこの問題の発端でしたが、その事件はどこかに吹き飛び、「住んでいない所に住民票を置いている人が違法」と話がすりかわりました。

そもそも「住民基本台帳法」は住む所のない人を想定していません。それは憲法で文化的最低限の生存権が国民全員に保障されているという理念の上にてできている法だからです。当初、区役所の担当者も泣いて「法の不備だ」と認めていました。大阪市が法からふり落とされている人を何とか守る方法を模索するのかと思いましたが全くそんな兆しもなく、一貫して切り捨てようとする姿勢を貫きました。そして3月29日に2088人の労働者の住民票を消し去りました。

解放会館への住民登録は、27年ほど前に、職安が日雇雇用保険の申込時に住民票などの証明を義務づけたので、労働者がどこかに住民票を置く必要が出てきました。しかし、大阪市はドヤ（簡易宿泊所）を住居と認めずに、労働者を旅人扱いし、亡くなくても行路死亡人扱いにしてきました。理由は定住していない（日々住む所が変わる）ということです。そこで便宜的に解放会館に住民票を置くことが認められてきたのです。大阪市は住んでいた所に住民登録を認めてこなかった経緯があり、解放会館の住民登録のことは西成区役所も知っていました。そして大阪市は削除3週間前になってドヤに住民票を移すようにといいはじめました。

NPO 釜ヶ崎への住民登録はここ4年ほど前から、55歳以上の高齢者特別就労事業（特掃）申込時に、大阪市が年齢確認に「野宿の人に住民票などを求める」ことをはじめたのです。NPO 釜ヶ崎が委託を受けている事業なので、野宿の人の住民票を置かせてもらい、年齢証明をしていました。

ふるさとの家への住民登録は基本的にしていませんでしたが、年金手続きや戸籍の復活など書類上やり取りの為に置いた住民票でした。今回、ふるさとの家の住民票削除の対象になった27人中21人の人がアパートやドヤに住んでいるので、削除をされずに済みました。

しかし、住民票が消された6人中の3人は、年金からきちんと健康保険料や介護保険料を払って生活をしていましたが、今、長期入院をしています。長期入院にな

② ると病院代がかさみ、アパートなどを維持することはできません。健康保険、介護保険を継続するために、住民登録の必要がありますが、病院が住民登録をさせてくれないので、ふるさとの家に置くことになったのです。

大阪市はいままでふるさとの家に住民票のあることで保険料などをきっちり取ってきていたのにひどい仕打ちです。居住実態がある所に置かせてもらえず、

住んでいない所にも置いてはいけないと住民票が消されてしまったのです。(保険は特別に継続するという形をとるとのこと)。

ふるさとの家利用者や住民票相談に来た多くの人は野宿を強いられていて、特掃やアルミ缶集めで生活している人たちです。その人たちが解放会館やNPO釜ヶ崎に住民登録を置かせてもらうことによって仕事に行けたり、免許証の更新ができたし心のよりどころでもありました。住民票が置ける所がなくなった今、「生活保護ではなく自分で働いて飯が食いたい」と望み、そのために住民票が必要な人に支援策がなく困りはてている現状です。

## 「住民票問題」に翻弄された 3300 人中のひとり

堀部 敬子

Yさんはあと 2 日で住民票が削除されるという日、「お前のんきにしている場合じゃないぞ、ふるさとの家に置いている住民票消されるで」と友人に言われ、あわてて、相談室に来られました。

彼は 3 歳から 15 歳まで養護施設で育ち、親がどこのいるのかもわからず、必死で働いて 50 代になりました。だんだん仕事も減る中、2 年前に日雇雇用保険を作るため住民票の相談に来ましたが、戸籍も見つかりませんでした。何ヶ月もかけ、家庭裁判所の審判を受け、初めて戸籍と住民票を手にしたのでした。50 代の彼はまだ少し仕事がありドヤに泊まれているので、住民票を移すことになりました。

ふるさとの家から区役所まで付き添う道すがら、「すいません、困ったときだけ顔を出して、迷惑かけて・・・」と謝られました。

私はその時、昔働いていた養護施設のことを話しました。そこで育った子どもたちもYさんと同じように中学卒業後、最低限の生活用具と布団を支給され、誰一人頼る人のいない、世の中に出されていくこと。若かった私は憤りと疑問を感じながら、「困った時はいつでもおいでね」の言葉だけで送り出していたこと。

そして、「育った施設を訪ねたことがありますか」と問うと「ただ、ただその土地から遠ざかりたかった・・・」と言われました。

私は「私の目の前に昔気がかりだった子どもの一人がいるみたいです。今、僅かでも力になれて感謝されているが、こちらこそお礼が言いたいくらいですよ。よくここまで無事に生きてきてくれたと思いますよ」と、すると彼は「ありがとう。そんな風に言ってくれるとほんまに救われるわ。わし、顔も分からん親を恨んだこともあったし、やけになった時期もあった。死にそこねたこと何回もあった。自分が

「いったいどこの誰なのか分からずに生きることほど、心細いことはなかった」(3)ですよ」と話してくれました。

区役所で住民票を移す手続きが終わると「これでええんか？」とホッとしたのか、カウンターの陰に腰がぬけたように座り込まれました。

一人の元警察官の悪事が発端でマスコミが騒ぎ、どうしてこういう仕組みになったのか冷静に論ずることもなく、3300通りの事情を抱えた住民票が粗末に扱われたのです。

3/30 M (朝)

### あいりん地区

# 2088人住民登録一斉削除

## 大阪市「選挙無効の恐れ」理由

大阪市のあいりん地区(西成区)の住民票大量登録問題で、同区役所は29日、2088人分の住民登録を一斉に削除した。居住実態のない大量の住民票を放置したまま市議選(30日告示)を実施すれば、選挙が無効になる恐れがある、との理由。削除前には、日雇い労働者などの協議も行われたが、議論は平行線のまま終わった。

削除されたのは、釜ヶ崎解放会館VNPo法人の釜ヶ崎支援機構Vふるさとの家の3カ所に登録されている住民票。区役所では午後6時から、住民情報課の職員25人が15台のコンピュータ端末を操作。3カ所に住民票を置く人を抽出しては、不現住により職権削除の扱いにする画面操作を繰り返した。

り返した。

一方、両者の協議は同日午後3時からあった。この中で、市側が削除に伴う代替措置として地区内の簡易宿泊所での住民登録を認めていることについて、労働者側が「宿泊所代がない人は住民票を異動できず、削除されてしまう」と強調。市の「自立支援センター」や

「仮設一時避難所」(シエルター)などへの住民登録を認めるよう求めた。これに対し市側は「センター入所中の住民登録は認める」としたが「定員は490人で、受け入れには物理的な限界がある」と説明するにとどまった。

現在、支援団体組織として住民票を置いている以上「黙認」してきたのではなかったか。だが、「格差社会」の中で、インターネットカフェなどで過ごすフリーターの若者も増えたり、船員など一定の生活本拠を持たない職業の人たちもいる。今後は市だけでなく、

という無職男性(50)は「病気で仕事ができず、野宿中心の生活。住民票を削除されれば回復できない。身分証は住民票しかなかったのに、市はわざわざ人間扱いしてない」と声を震わせた。一方、市の調査で、不正な住民登録を担当した区職員の多くがその実態を知り「黙認」していたとしながら、「支援組織ビルなどへの住民登録をあっせんした者はいなかった」と結論付けたことについても、「6年前、区の職員から勧められて住民登録した。市の言うことばを聞きおぼやかし」と非難した。【大飼直幸】

「あいりん地区」は低賃金の労働者を供給することで日本の成長を支えてきた。だからこそ、市も違法な住民登録を20年

### 現状に即した取り組みを



大阪市が住民登録削除を急いでいるのは、選挙上の事情が最も大きい。だが、日雇い労働者など住民票を削除される立場になれば、不利益の大きさは想像を絶する。選挙や雇用保険、運転免許、携帯電話……特に新規の各種手続きには、公的身分証が必須だからだ。

最後に「あいりん地区」は低賃金の労働者を供給することで日本の成長を支えてきた。だからこそ、市も違法な住民登録を20年

以上「黙認」してきたのではなかったか。だが、「格差社会」の中で、インターネットカフェなどで過ごすフリーターの若者も増えたり、船員など一定の生活本拠を持たない職業の人たちもいる。今後は市だけでなく、

あいりん地区住民票大量登録問題 昨年12月、あいりん地区の日雇い労働者支援組織が所有する44平方メートルの敷地に建つ「釜ヶ崎解放会館」に約3300人もの人が住民登録するなどの、計3カ所を3400人以上の大層登録が判明した。同地区では雇用保険や健康保険などの手続きに必要な住民票取得を

手助けする目的で、支援団体による住所貸しが20年以上続いていた。大阪市は、居住実態のない住民登録を認めると別人へのなりすまし犯罪の温床になる可能性があることや、選挙が無効になる懸念もあり、簡易宿泊所などへの住民登録異動を推奨し、従わない人の住民票を職権で削除(削除)する方針を決めていた。

最後に「あいりん地区」は低賃金の労働者を供給することで日本の成長を支えてきた。だからこそ、市も違法な住民登録を20年

国も善き込み形で、定住場所を持たない人が投票できるように公職選挙法を改正するなど、現状に即した取り組みが必要だ。【大飼直幸】

働く能力があったとしても働く場がなければ自活はできません。働く場があったとしても、給料日までの生活費、生活していくための住まいが必要です。時には住民票や保証人も求められます。そんなことは誰でもわかっていることでしょう。しかし、そのあたりまえに思えることが重くのしかかり、どうにもできず、今も野宿を強いられる仲間がふえています。

60歳のAさんは野宿で風邪をひき、昨年11月にふるさとの家にはじめて相談に来た方でした。12月に入って生活保護を申請。しかしAさんにとってひとつひとつの手続きがなかなか理解できず、相談室のフォローも行き届かず、アパートから行方不明になってしまいました。2週間して、野宿状態のAさんに再会でき、2回目の生活保護申請にこぎつけたのが12月20日でした。しかし、12月29日、役所の御用納めの日にAさんのもとに福祉事務所から生活保護却下通知書が届きました。理由は、「稼働年齢にあり、稼働能力に問題なく自活可能と判断できるため。」と書かれていました。

これまで相談室で生活保護の申請を手伝ってきて、このようにすばやく結果がでたのは初めてのことでした。その迅速さはすばらしいことです。しかし、却下という決定ではまったく意味がありません。そして今年1月7日に、次は弁護士を代理人として3回目の申請を行いました。すると福祉事務所は態度をころりと変えて「12月28日付申請却下の取消を行う。求職活動をするも生活困窮をみとめたため。」という理由で保護開始を決定しました。

Aさんの生活のしんどさは1回目の申請から2回目、3回目に至るまでなんら変わっていません。福祉事務所側の態度が相手によってころころ変わっているだけです。Aさんがひとりであった1回目の申請では受理もせず「相談」扱い、ふるさとの家と一緒にいった2回目の申請では受理はすれども、ろくに審査をせず申請却下、3回目の申請で弁護士がついてきてあわてて保護開始決定しています。そのうえ、3回目の申請の取り下げ書を書いてくれないかと後でこっそり打診してくる始末でした。

相談室ではこれまで主に福祉事務所との個別の窓口交渉で大勢の仲間とともに生活保護を勝ち取ってきました。しかし、生活保護法改悪の気運とともに福祉事務所側の対応が鈍り、機械的になってきていて、今までの闘い方を変えていく必要があります。ICレコーダーの携帯や情報開示、上級官庁への不服申立、弁護士会への人権救済申立などいくつかの方法を模索し始めています。さらに大阪市は野宿生活者を住民として認めないばかりか、公園から暴力で排除したり、警察が支援者を逮捕し弾圧するという事件が続いています。しんどい中で抵抗し闘う仲間に関わらずにこれまでに以上に連帯していきたいと思えます。

幸いというか、前年の予想外れの寒さ以外、ずっと暖冬が続いているので野宿の方は少し、しのぎ易くはなっているようです。ただ、温暖化現象を地球規模で対策を考えなければならない昨今ですから、冬の過ごし易さと矛盾するわけで、痛し痒しといえます。そして「美しい・・・」のお好きな安倍さんは最近、2050年までに温室効果ガスの排出量を半減させることを世界共通の目標に掲げ、各国に呼びかけた対策戦略「美しい星 50」を発表しましたが、到底実現不可能な話で、またまた「美しい」を使って、キレイゴトを言っているだけのようです。

さて、先日久しぶりにIさんが、ともの広場にやって来ました。施設に入って三年になるのですが、施設をでて改めて居宅保護（アパート）の申請をしたい。その間、保護が途切れたら、野宿生活に戻らねばならないと不安げに話しました。

Iさんは現在55歳、心の病気を患っていて、病院にかかり薬は常用しているようです。彼は腰も痛めてしまい、働くことができませんので生活保護に頼らざるをえない状況でもあるのです。酒は嗜まず、温厚で気さくに声をかけてくれます。これまで、とび職の手元をした後、企業の正社員に採用され主に掃除を担当など真面目に働いていたのですが、突如パートに変更させられ、給料が8万円にまで下がってしまったのです。

「その頃に87歳になる父と親一人子一人の生活をしていましたが、父は将来を悲観してか、南海電車で飛び込み自ら命を断ってしまいました。あれから10年経ちますが、優しくった父への思いなどが何時も頭をよぎる」と彼は言います。

「ふるさとだより」は年に二回しか発行していません。前回は冬の号で、寒さは外で過ごさざるを得ない人びとにとって、身体にこたえ、その上に、一部の心ない大人や子どもの言動や襲撃によって、野宿者は毎日を危険と不安の内に生活していると記しました。「釜ヶ崎」に限りませんが、野宿を余儀なくされている人のブルーシートのテントが焼き打ちされ、生命も脅かされるひどいことが現在も頻繁に起こっています。人間が同じ人間を認めない、人を思いやる心を持たない人が、少しでもいるのは本当に悲しいことです。

今年4月JYVA一年間ボランティアより佐藤 真奈さん（22歳）が来てくださいました。明るく元気に利用者の方と接してくれ、みんなの人気者です。

## 佐藤真奈

4年前、私が初めて釜ヶ崎に来たとき、ひどくショックを受けました。日本にもこんな貧困にあえぐ人達がいるなんて。その思いが忘れられず、1年間ボランティアという立場で来た4年ぶりの釜ヶ崎。久しぶりに見る釜ヶ崎の町はなんだか疲れきっているように見えました。今日の、明日のご飯、今日寝る場所、荷物の安全な場所、体の不調、いつ降るかわからない雨。頼りどころのない独り身。考えて考えておじさん達は毎日疲れているように見えました。

こんな状況が相変わらず続いている釜ヶ崎。一体行政は何をしているのでしょうか。生活保護を受けられる基準は依然厳しいままです。こんな生死に関わる状況が起きているにも関わらずなぜ福祉で支援していかないのでしょうか。最後に人がよりどころとする生活保護を、この苦しい生活を強いられているおじさんが受けられなくて一体誰の為にあるのかわかりません。行政の人達におじさんと目線を合わせて考えてほしいです。もし、自分の知り合いが、友人が、兄弟が、親が野宿を強いられていたら。私だったら胸が苦しくなり、なんとか手助けしたいという思いにかられるし、いてもたってもいられません。だから私はここに来ました。

知識も経験も乏しい私に何ができるかわかりませんが、自分もしっかりおじさんと目線を合わせ、一日一日を大切にここで活動していきたいと思います。

## 事務室より

☆ 2006年度会計報告（2006年4月1日～2007年3月31日）

単位：円

収入の部		支出の部	
寄付金	25,519,150	人件費	13,471,588
		活動費	2,683,892
		事務費	2,514,659
		建物修繕費	3,239,250
		次期繰越金	3,609,761
合計	25,519,150	合計	25,519,150

☆ 寄付金内訳

単位：円

個人	13,384,636
教会・修道会・学校	10,291,411
バザー・カンパ・他	1,843,103
合計	25,519,150

★寄付金控除について

社会福祉法人聖フランシスコ会ふるさとの家へのご寄付は所得税、相続税の寄付金控除や法人税の損金算入など税制上の特別措置が認められています。詳細は国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) でご覧いただけます。

いつも「今、この時」を共に支えてくださる方々に感謝しています

## ふるさとの家で必要なもの

- \*特に不足しているもの 靴下（男物）・かみそり・ライター・石けん
- 男性用の衣類(季節のものを) ・肌着（パンツ・シャツ、新品を）
  - お菓子（誕生会に） ●お茶・紅茶、コーヒー・クリーム・砂糖
  - ラーメン・特大どんぶり・箸 ●18～20cmの片手鍋（それ以外は使えません）
  - 絆創膏（バンドエイド） ●雨具（カッパ・傘）
  - タオル・歯ブラシ・マッチ・洗剤
  - 運動靴(スニーカー)、大きいカバン（ポストンバック・リュック）
  - 毛布（10月～3月の間のみ、布団は使えません）

### 注意

※食品は賞味期限内のものだけをお願いいたします。  
※布団、背広、女性衣類、子ども衣類、季節に合っていない衣類、汚れていたり破れていて人に渡せないような衣類は、使えませんのでくれぐれもご注意ください。  
その他、保管場所がありませんので、負担になるものはご遠慮ください。

下記のものは次の団体にお送りください。連帯して活動しています。

### 三角公園の炊き出しで使うもの

米、調味料（化学調味料を除く）、日持ちのする野菜、乾物など。その他の物は、直接下記へお問い合わせください。

送り先：勝ちとる会

〒557-0003 大阪市西成区天下茶屋2-6-14

Tel 06-6634-8584

Fax 06-6643-8596

## ☆荷物についてのお願い☆

「日曜・祝日・隔週土曜日」は、ふるさとの家の休みとなっています。宅急便などで荷物をお送りいただく際には、平日の午前10時半～午後5時までに届くように、お願いします。